

支部役員名簿

- 第6条 支部長および幹事長は支部において推薦され、島根看護連盟の役員会の承認をもって選任する。
- 2 幹事は支部長が推薦し支部役員会において選任する。

支部

役職	氏名	勤務先名称	自宅			メールアドレス
			〒	所在地	電話	
支部長						
支部幹事長						
支部幹事						
支部幹事						

毎年、4月末日までに提出